

平戸中部地区放課後児童健全育成施設運営事業者募集要項

1. 趣旨

平戸市が整備する平戸中部地区放課後児童健全育成施設（以下「放課後児童クラブ」という。）を用いて、令和7年度4月より、児童福祉法第6条の3第2項及び平戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づいた放課後児童健全育成事業を実施する最適な運営事業者の選定を目的とする。

2. 本公募における放課後児童クラブ運営の流れ

- (1) 応募者は応募要件を満たし、必要書類を記入のうえ、応募。
- (2) 市は書類審査、プレゼンテーションによる審査を行い、運営事業者を選定。
- (3) 市と運営事業者は放課後児童健全育成事業に関する協定を締結。
- (4) 運営事業者は、令和7年3月31日までに必要となる設備や職員を確保し、令和7年4月1日より事業を開始。

※令和6年度中に自己資金または国交付金を活用し、放課後児童クラブで使用する設備（備品）を購入する必要がある。

3. 応募要件

応募者は次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 放課後児童健全育成事業を実施するために必要な経営基盤及び社会的信望、熱意を有している者。かつ、事業の開始準備や毎年度の運営費に関し、平戸市より放課後児童健全育成事業に係る補助金等の交付を受けるまでに必要な資金調達が可能である者。
- (2) 放課後児童健全育成事業を実施するために必要な資格者を確保し、職員の配置基準を満たすことができる者。
- (3) 放課後児童健全育成事業を実施するために必要な物件を確保することができる者。
- (4) 次の①～④に該当する者でないこと。
 - ①会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き中の者
 - ②民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き中の者
 - ③平戸市暴力団排除条例に定める暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者
 - ④税金（法人税等）を滞納している者

4. 募集地区

平戸中部地区

5. 放課後児童クラブ施設概要

(1) 所在地

長崎県平戸市紐差町 666-1

(2) 施設規模 ※仕様は予定であり、変更となる場合がある。

木造平屋建て 延床面積 122～140 m²（事務室、静養室、トイレ、児童教室）

(3) 完成予定時期

令和6年度下旬

6. 本募集に係る児童クラブの概要

(1) 事業内容等

平戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の関係法令、通知等を遵守し、本市の放課後児童健全育成事業の充実に努めること。ただし、スポーツクラブや塾等を主たる目的とするものは認められない。

(2) 定員

原則 40 名

(3) 対象児童

平戸中部地区に所在する紐差小学校及び根獅子小学校の児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童。

(4) 開所時間及び日数

開所にあたっては、放課後の時間帯に家庭保育を行えない家庭の児童に対して、遊びや生活の場を提供することを満たせる時間とする。

また、開所日数を原則、1年につき250日以上とし、小学校の授業の休業日等を考慮し開所日を定めること。

①平日（月曜日～金曜日）

1日につき原則3時間以上の開所とする。

②土曜日、長期休暇

1日につき原則8時間以上の開所とする。

(5) 開所開始時期

令和7年4月1日（火）

(6) 根獅子小学校児童の送迎

平戸市が無償貸与する車両を用い、根獅子小学校の児童を放課後児童クラブまで送迎すること。※車両は普通乗用車（最大4～9人乗り）を貸与予定。

(7) 職員配置

事業において、次に掲げる者を配置し、業務を円滑に履行できる職員体制を確保すること。

①施設長

施設の運営管理の責任者を1名定めること。

（法人、団体の代表者が兼ねることができる。）

②放課後児童支援員

平戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 10 条第 3 項に規定する職員（令和 8 年 3 月 31 日までに研修を修了することを予定している者を含む。）を支援の単位ごとに 2 人以上とすること。ただし、1 人は補助員をもって代えることができる。

③補助員

健康で児童福祉事業や児童の健全育成に熱意がある者で、放課後児童支援員を補助し、利用者の支援に従事する者を必要数配置すること。

④車両運転手

根獅子小学校児童の送迎または事業において車両を使用する場合の運転手を 1 名以上とすること。

(8) 保険加入

児童を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等のほか、必要な損害保険に加入すること。

(9) 利用料

対象児童の利用料として、応分の負担金を徴収することができる。また、開設時間延長等のサービスを実施する場合や事業等により実費負担が必要となる場合は、別途料金を徴収することができる。

(10) 保護者との信頼関係の構築

保護者との情報共有を図るとともに、保護者の理解、協力を得よう努めること。

(11) 学校・地域との連携

学校との情報交換・連携を密にするとともに、地域住民、関係機関との連携を図り、情報公開・情報共有に努めること。

(12) 防災体制の構築

平戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく安全計画及び業務継続計画の策定のほか、放課後児童クラブが各種災害に係る関係法令により警戒区域や浸水想定区域等に指定される場合、必要となる各種計画の策定及び避難訓練等を実施すること。

(13) 利用手続き等

入所申込みの受付、入所判定の決定等は、運営事業者が実施すること。

(14) 運営補助金等

平戸市地域子ども・子育て支援事業実施要綱に基づく補助金等の交付を受けることができる。

7. 応募方法

(1) 提出書類

①平戸中部地区放課後児童健全育成施設運営事業者応募申請書（様式第1号）

②事業者概要書（様式第2号）

【添付書類】

（②-1）定款

（②-2）代表者及び施設長予定者の履歴書

（③-3）税金の滞納のない証明書（完納証明書）※2か月以内に発行のもの

③事業概要書（様式第3号）

④平戸市放課後児童健全育成事業補助金総括表（様式第4号）

※初期利用児童数を20人と仮定し積算

⑤収支予算書（様式第5号）※④補助金総括表と整合を図り作成

⑥事業計画書（様式第6号）

⑦その他参考資料 ※任意

⑧平戸市放課後児童健全育成施設運営事業者応募書類確認表

(2) 書類の提出方法

①提出先 平戸市こども未来課 子育て支援班（窓口へ持参提出）

②受付時間 平日 午前8時30分から午後5時15分まで

※時間外及び閉庁日は受理しない。

③受付締切 令和5年12月15日（金）

④提出部数 （1）提出書類の一式を5部（原本1部、写し4部）

8. 質疑応答

募集要項等事業に関する質問がある場合は、質問書（様式第7号）に質問内容を記載のうえ提出すること。

(1) 質問受付期間

令和5年11月15日（水）から12月1日（金）まで

(2) 提出方法

質問内容を質問書（様式第7号）に記入のうえ、下記のいずれかの方法により平戸市こども未来課子育て支援班へ提出すること。

なお、件名は「平戸中部地区放課後児童クラブ運営事業者応募質問」と題し、法人・団体名、住所、担当者名、連絡先を必ず記載すること。

ファックス：0950-22-4421

Eメール：kosodate@city.hirado.lg.jp

(3) 質問の回答

質問者へファックスまたはEメールにて回答する。

9. 審査方法

応募申請書を受理したときは、以下の審査を行ったうえで適正に選定する。

また、事業者の評価選定にあたっては、平戸市放課後児童クラブ運営事業者選定委員会を設置し審査を行う。なお、応募者が1者であった場合においても審査を行う。

(1) 審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

放課後児童クラブの運営に関して、プレゼンテーション及びヒアリング等を実施する。

※プレゼンテーション 10 分以内、質疑応答 20 分程度を予定。選定委員は事前に提出された書類のみを使用する。（法人・団体側は書類の持参が必要。）

(2) 審査結果

審査基準における合計得点が最も高い者を運営事業者とする。ただし、審査基準における配点合計の 60%未満の得点となった場合は運営事業者としない。

10. 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 応募資格を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽または重大な不備があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (4) その他法令違反があり、不相当と認められた場合

11. 協定の締結・更新について

(1) 締結

市は運営事業者を選定後、原則、5年間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）の継続した施設運営及び放課後児童健全育成事業を担保するための協定書を作成し、運営事業者と協定を締結する。

なお、審査による運営事業者選定後に、10. 失格要件に該当するなどの不相当と認められる事象が発覚または生じた場合は、協定締結はせず、運営事業者としての選定を取り消し、審査結果における次点の応募者を新たな運営事業者として選定し、協定締結を行う。

(2) 更新

運営事業者は、協定の有効期間満了後も更新を希望する場合は、市に対し協定書に基づく更新依頼を行い、市が更新を認めた場合には、更に5年間更新する。市が更新を認めない場合は、原則として協定は有効期間満了とともに失効する。

なお、協定更新時には当募集要項に基づく提出書類に類する各種書類の提出を求める場合がある。

12. 留意事項

- (1) 当募集要項記載の児童クラブ施設概要や初期利用児童数などはあくまで予定であり、確約するものではありません。
- (2) 応募書類の作成費用など応募に要する経費は応募者負担とし、提出書類は返却しない。
- (3) 選定に関する審査内容及び経過等については非公開とする。
- (4) 募集要項に関して電話等による口頭での質問、問い合わせに対する回答はしない。
※質問、問い合わせは質問書（様式第7号）を使用すること。
- (5) 検討すべき事項が生じた場合は、市と別途協議する。

13. スケジュール ※日程は予定であり、変更となる場合がある。

内容	日程
質問受付期間	令和5年11月15日（水）から令和5年12月1日（金）
応募書類提出締切日	令和5年12月15日（金）
審査日	令和5年12月下旬頃 ※実施日等詳細は改めて通知します。
審査結果通知	令和5年12月下旬から令和6年1月上旬
施設の設計完成	令和5年12月中旬頃
施設の工事着工	令和6年度月上旬頃
施設の工事完成・設備（備品）の購入 ※開所準備	令和6年度下旬頃
開所開始	令和7年4月1日（火）

14. 問い合わせ先

平戸市役所 福祉部 こども未来課 子育て支援班（担当：奥村）

電話：0950-22-9137 ファックス：0950-22-4421

Eメール：kosodate@city.hirado.lg.jp

(参考)

審査基準

審査項目	審査項目に対する内容	主な着眼点
1. 施設長や支援員の経歴	実務経験、保有資格	健全育成事業または類似する事業の実務経験、資格の保有
2. 運営の実現性	職員の確保見込みや育成方法、研修体制	事務職員や支援員、送迎運転手など必要な職員数や人材を確保できるか（継続して働けるような取り組みがあるか）
3. 事業概要	収支計画	適正かつ健全な収支計画となっているか（無理がなく現実的な収支バランスであるか）
4. 運営に対する考え方	運営方針、児童に対する育成支援の考え方	明確な理念のもと、事業趣旨を理解した方針であるか
5. 児童の安全に対する考え方	児童の健康管理、事故・防災対策、不審者等の緊急時対応などに関する取り組み	健康管理や各種安全対策など具体的に実現可能なものとなっているか
6. 保護者や学校、地域との連携に対する考え方	保護者との関わり方や学校、地域との連携、協力	関係性を確立するための実施方法が具体的であるか
7. 発達支援を要する児童の受け入れに対する考え方	特別な配慮が必要な児童への支援方法	支援員の加配や研修など対象児童への支援が具体的であり実現可能であるか
8. 運営上の工夫	運営上の工夫している取り組み	活動のテーマや目標を設け、運営の工夫がなされているか